

サービス種類別改定対応一覧(統合版)

《目次》

共通	地域区分の見直し／特定入所者介護サービス費の負担額変更	3
訪問系サービス	訪問介護／介護予防訪問介護	4
	訪問入浴／介護予防訪問入浴	5
	訪問看護／介護予防訪問看護	6
	訪問リハビリ／介護予防訪問リハビリ	7
通所系サービス	通所介護／介護予防通所介護	8
	通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション	10
短期入所系サービス	短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護	12
	短期入所療養介護(老健)／介護予防短期入所療養介護(老健)	14
	短期入所療養介護(療養病床)／介護予防短期入所療養介護(療養病床)	15
	短期入所療養介護(診療所)／介護予防短期入所療養介護(診療所)	16
	短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟)／介護予防短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟)	17
居宅サービス	居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導	18
	福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与	19
居宅介護支援／介護介護予防支援	居宅介護支援	20
	介護介護予防支援	20
介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	21
介護老人保健施設	介護老人保健施設	23
介護療養施設	介護療養施設(療養病床)	25
	介護療養施設(診療所)	27
	介護療養施設(老人性認知症疾患療養病棟)	29

地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護	31
	小規模多機能型居宅介護(短期利用)／介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)	33
	複合型サービス	35
	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)	36
	夜間対応型訪問介護	37
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	38
	認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護	39
	地域密着型特定施設入居者生活介護	41
	地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用)	42
	認知症対応型共同生活／介護予防認知症対応型共同生活	43
	認知症対応型共同生活(短期利用)／介護予防認知症対応型共同生活(短期利用)	44
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	45
	特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護／介護予防特定入居者生活介護
特定施設入居者生活介護(短期利用)		49

共通

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
地域区分	地域区分の見直し	1級地 2級地 3級地 4級地 5級地の2 5級地 6級地の2 6級地 その他	1級地 2級地 3級地 4級地 5級地 6級地 7級地 その他	バージョンアップ時に事業所マスタの事業所番号の頭2桁(都道府県番号)と住所から自動的に平成27年4月1日付で新しい地域区分を設定します。 ※住所に正しい市町村名が設定されていないと新しい地域区分が「その他」に設定されてしまいますのでご注意ください。 ※住所欄に複数の市町村が誤って登録されていた場合は、規模の小さい地域区分で自動設定されます。 例) 福岡県福岡市春日市 ※福岡市(5級地)ではなく春日市(6級地)で自動設定されます。	(1) 地域区分定方法
特定入所者介護サービス費	負担限度額の変更	利用者負担額: 第2および第3段階 多床室(320円)	利用者負担額: 第2および第3段階 多床室(370円)	バージョンアップ後、特定入所の履歴に平成27年4月1日からの履歴が自動で追加されます。 多床室がある場合は、別途利用料金マスタの変更(320円⇒370円)が必要となりますので、右記の詳細資料を参考に作業を行って下さい。	(8) 特定入所設定方法

■訪問系サービス

11: 訪問介護

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算	処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	特定事業所加算	特定事業所加算Ⅰ 特定事業所加算Ⅱ 特定事業所加算Ⅲ	特定事業所加算Ⅰ 特定事業所加算Ⅱ 特定事業所加算Ⅲ 特定事業所加算Ⅳ(新規)		
週間/月間スケジュール	身体介護20分未満を頻回に提供する場合		加減算項目に「頻回訪問」を追加 ※対象となる介護内容区分 身体介護(20分未満) 身体介護	必要に応じて週間および月間スケジュールの設定を行って下さい。 ※”身体介護(20分未満)”と”身体介護”の介護内容区分の加減算項目に追加された”頻回訪問”をチェックします。	(4)週間、月間スケジュール設定方法
算定要件変更	同一建物居住者減算	事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ※Quickけあ上の変更はありません。	必要に応じて週間および月間スケジュールの設定を行って下さい。	(4)週間、月間スケジュール設定方法

61: 介護予防訪問介護

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算	処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
算定要件変更	同一建物居住者減算	事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ※Quickけあ上の変更はありません。	必要に応じて請求情報の設定を行って下さい。	(3)請求情報設定

12: 訪問入浴

区分	項目	改定内容		お客様に行ってください	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算	処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算 ※区分支給限度額内	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ ※区分支給限度額外		
算定要件変更	同一建物居住者減算	事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ※Quickけあ上の変更はありません。	必要に応じて週間および月間スケジュールの設定を行ってください。	(4)週間、月間スケジュール設定方法

62: 介護予防訪問入浴

区分	項目	改定内容		お客様に行ってください	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算	処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算 ※区分支給限度額内	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ ※区分支給限度額外		
算定要件変更	同一建物居住者減算	事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ※Quickけあ上の変更はありません。	必要に応じて週間および月間スケジュールの設定を行ってください。	(4)週間、月間スケジュール設定方法

13: 訪問看護

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	看護体制強化加算		看護体制強化加算(新規)	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算 ※区分支給限度額内	サービス提供体制強化加算 ※区分支給限度額外		
算定要件変更	同一建物居住者減算	事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ※Quickけあ上の変更はありません。	必要に応じて請求情報/週間および月間スケジュールの設定を行って下さい。	(3)請求情報方法
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合	理学療法士等の場合	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 ※Quickけあ上の変更はありません。		

63: 介護予防訪問看護

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	看護体制強化加算		看護体制強化加算(新規)	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算 ※区分支給限度額内	サービス提供体制強化加算 ※区分支給限度額外		
算定要件変更	同一建物居住者減算	事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ※Quickけあ上の変更はありません。	必要に応じて請求情報の設定を行って下さい。	(3)請求情報設定

14:訪問リハビリ

区分	項目	改定内容		お客様に行ってください	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算 ※区分支給限度額内	サービス提供体制強化加算 ※区分支給限度額外	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	社会参加支援加算		社会参加支援加算(新規)		
請求情報	短期集中リハビリテーション実施加算	短期集中リハビリテーション実施加算1 短期集中リハビリテーション実施加算2	短期集中リハビリテーション実施加算	平成27年4月1日をまたいで請求情報が設定している場合は、以下の作業が必要となります。 ①既存の履歴を平成27年3月31日で終了する。 ②新規に平成27年4月1日開始の履歴を登録する。	(3)請求情報設定方法
週間/月間スケジュール	リハビリテーションマネジメント加算		加減算項目に以下を追加 リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ(新規) リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ(新規)	必要に応じて週間および月間スケジュールの設定を行ってください。 ※既に短期集中リハビリテーション実施加算1と2で4月以降のデータを作成されていた場合は、「短期集中リハビリテーション実施加算」として移行されます。	(4)週間、月間スケジュール設定方法
	短期集中リハビリテーション実施加算	短期集中リハビリテーション実施加算1 短期集中リハビリテーション実施加算2	短期集中リハビリテーション実施加算 ※加減算項目が変更となります		
算定要件変更	同一建物居住者減算	事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ※Quickけあ上の変更はありません。	必要に応じて週間および月間スケジュールの設定を行ってください。	(3)週間、月間スケジュール設定方法
	平成27年3月で廃止	訪問介護連携加算	平成27年3月で廃止します。		

64:介護予防訪問リハビリ

区分	項目	改定内容		お客様に行ってください	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算 ※区分支給限度額内	サービス提供体制強化加算 ※区分支給限度額外	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
算定要件変更	同一建物居住者減算	事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ※Quickけあ上の変更はありません。	必要に応じて週間および月間スケジュールの設定を行ってください。	(4)週間、月間スケジュール設定方法

■通所系サービス

15:通所介護

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	施設等区分	小規模事業所型 通常規模事業所型 大規模型事業所(Ⅰ)(H21.4.1～) 大規模型事業所(Ⅱ)(H21.4.1～) 療養通所介護事業所型	小規模事業所型(～H28.3.31) 通常規模事業所型 大規模型事業所(Ⅰ)(H21.4.1～) 大規模型事業所(Ⅱ)(H21.4.1～) 療養通所介護事業所型(～H28.3.31)	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	処遇改善加算	処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ		
	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額内	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外		
	認知症加算		認知症加算(新規) ※療養通所介護を除く ※日常生活自立度Ⅲ以上の利用者		
	中重度者ケア体制加算		中重度者ケア体制加算(新規) ※療養通所介護を除く		
	個別送迎体制強化加算		個別送迎体制強化加算(新規) ※療養通所介護のみ		
	入浴介助体制強化加算		入浴介助体制強化加算(新規) ※療養通所介護のみ		
	請求情報	認知症加算			

区分	項目	改定内容		お客様に行ってください	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
週間／月間スケジュール	事業所が送迎を行わない場合		加減算項目に下記を追加 送迎減算(迎) 送迎減算(送)	必要に応じて週間および月間スケジュールの設定を行ってください。	(4)週間、月間スケジュール設定方法
	認知症加算		加減算項目に「認知症加算」を追加		
	個別送迎体制強化加算		加減算項目に「個別送迎体制強化加算」を追加 ※療養通所介護のみ		
	入浴介助体制強化加算		加減算項目に「入浴介助体制強化加算」を追加 ※療養通所介護のみ		
	延長加算の見直し	延長時間の範囲 9時間以上10時間未満 10時間以上11時間未満 11時間以上12時間未満	延長時間の範囲 9時間以上10時間未満 10時間以上11時間未満 11時間以上12時間未満 12時間以上13時間未満(新規) 13時間以上14時間未満(新規)		

65:介護予防通所介護

区分	項目	改定内容		お客様に行ってください	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ ※区分支給限度額内	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ ※区分支給限度額外	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	処遇改善加算	処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ		

16: 通所リハビリ

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算	処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ ※区分支給限度額内	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ ※区分支給限度額外		
	生活行為向上リハビリテーション実施加算		生活行為向上リハビリテーション実施加算(新規)		
	社会参加支援加算		社会参加支援加算(新規)		
	中重度者ケア体制加算		中重度者ケア体制加算(新規)		
請求情報	短期集中個別リハビリテーション実施加算	短期集中リハビリテーション実施加算1 短期集中リハビリテーション実施加算2	短期集中個別リハビリテーション実施加算	平成27年4月1日をまたいで請求情報が設定している場合は、以下の作業が必須となります。 ①既存の履歴を平成27年3月31日で終了する。 ②新規に平成27年4月1日開始の履歴を登録する。	(3)請求情報設定方法
週間/月間スケジュール	事業所が送迎を行わない場合		加減算項目に下記を追加 送迎減算(迎) 送迎減算(送)	必要に応じて週間および月間スケジュールの設定を行って下さい。 ※既に短期集中リハビリテーション実施加算1と2で4月以降のデータを作成されていた場合は、「短期集中リハビリテーション実施加算」として移行されます。	(4)週間、月間スケジュール設定方法
	リハビリテーションマネジメント加算	加減算項目 リハビリテーションマネジメント加算	加減算項目に下記を追加 リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ1(新規) リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ2(新規)		
	短期集中リハビリテーション実施加算	短期集中リハビリテーション実施加算1 短期集中リハビリテーション実施加算2	短期集中リハビリテーション実施加算 ※加減算項目が変更となります		

区分	項目	改定内容		お客様に行ってください	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
週間／月間スケジュール	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	加減算項目 認知症短期集中リハビリテーション実施加算	加減算項目に下記を追加 認知症短期集中リハビリ実施加算Ⅰ 認知症短期集中リハビリ実施加算Ⅱ(新規)	必要に応じて週間および月間スケジュールの設定を行ってください。 ※既に認知症短期集中リハビリテーション実施加算で4月以降のデータを作成されていた場合は、「認知症短期集中リハビリ実施加算Ⅰ」として移行されます。	(4)週間、月間スケジュール設定方法
	生活行為向上リハビリテーション実施加算		加減算項目に下記を追加 生活行為向上リハビリ実施加算Ⅰ(新規) 生活行為向上リハビリ実施加算Ⅱ(新規)		
	生活行為向上リハビリテーション継続減算		加減算項目に下記を追加 生活行為向上リハビリ継続減算(新規)		
	延長加算の見直し	延長時間の範囲 8時間以上9時間未満 9時間以上10時間未満	延長時間の範囲 8時間以上9時間未満 9時間以上10時間未満 10時間以上11時間未満(新規) 11時間以上12時間未満(新規) 12時間以上13時間未満(新規) 13時間以上14時間未満(新規)		
算定要件変更	重度療養管理加算	要介護4,5に限る	要介護3,4,5 ※要確認		
	平成27年3月で廃止	訪問指導加算 個別リハビリテーション実施加算	平成27年3月で廃止します		

66:介護予防通所リハビリ

区分	項目	改定内容		お客様に行ってください	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ ※区分支給限度額内	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ ※区分支給限度額外	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	処遇改善加算	処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ		

■短期入所系サービス

21:短期入所生活介護

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算	処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅰ(新規) ▶ 処遇改善加算Ⅱ ▶ 処遇改善加算Ⅲ ▶ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額内	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) ▶ サービス提供体制強化加算Ⅰロ ▶ サービス提供体制強化加算Ⅱ ▶ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外		
	個別機能訓練加算		個別機能訓練加算(新規)		
	医療連携強化加算		医療連携強化加算(新規)		
請求情報	個別機能訓練加算		算定項目に「個別機能訓練加算」を追加	必要に応じて請求情報の設定を行って下さい。	(3)請求情報設定方法
	医療連携強化加算		算定項目に「医療連携強化加算」を追加		
	短期利用者生活長期提供減算		算定項目に短期利用者生活長期提供減算」を追加		
週間/月間スケジュール	個別機能訓練加算		加減算項目に「個別機能訓練加算」を追加	必要に応じて週間および月間スケジュールの設定を行って下さい。	(4)週間、月間スケジュール設定方法
	医療連携強化加算		加減算項目に「医療連携強化加算」を追加		
	短期利用者生活長期提供減算		加減算項目に短期利用者生活長期提供減算」を追加		
算定要件変更	平成27年3月で廃止	緊急短期入所体制確保加算	平成27年3月で廃止します		
介護報酬請求	摘要記載欄:医療連携強化加算		医療連携強化加算を算定する場合、摘要記載内容の入力が必要となります。	必要に応じて下記設定を行って下さい。 利用者情報の”介護報酬算定情報”より摘要記載内容を選択します。 ※未登録の場合は請求データ自動作成時にエラーとなります。	(7)介護報酬算定情報設定方法

24:介護予防短期入所生活介護

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算	処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額内	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外		
	個別機能訓練加算		個別機能訓練加算(新規)		
請求情報	個別機能訓練加算		算定項目に「個別機能訓練加算」を追加	必要に応じて請求情報の設定を行って下さい。	(3)請求情報設定方法
週間/月間スケジュール	個別機能訓練加算		加減算項目に「個別機能訓練加算」を追加	必要に応じて週間および月間スケジュールの設定を行って下さい。	(4)週間、月間スケジュール設定方法

22: 短期入所療養介護(介護老人保健施設)

区分	項目	改定内容		お客様に行ってください	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算	処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額内	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外		
算定要件変更	平成27年3月で廃止	リハビリテーション機能強化加算	平成27年3月で廃止します		

25: 介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)

区分	項目	改定内容		お客様に行ってください	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算	処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額内	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外		
算定要件変更	平成27年3月で廃止	リハビリテーション機能強化加算	平成27年3月で廃止します		

23:短期入所療養介護（療養病床）

区分	項目	改定内容		お客様に行ってください	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算		処遇改善加算Ⅰ（新規） 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額内	サービス提供体制強化加算Ⅰイ（新規） サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外		
	療養機能強化型		療養機能強化型A（新規） 療養機能強化型B（新規） 療養機能強化型（新規） ※対象となる施設等区分病院療養型で人員配置Ⅱ		
介護報酬請求	摘要記載欄:療養強化型		療養機能強化型の基本サービスを算定する場合、摘要記載内容の入力が必要となります。	必要に応じて下記設定を行ってください。 利用者情報の”介護報酬算定情報”より摘要記載内容を選択します。 ※未登録の場合は請求データ自動作成時にエラーとなります。	(7)介護報酬算定情報設定方法

26:介護予防短期入所療養介護（療養病床）

区分	項目	改定内容		お客様に行ってください	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算		処遇改善加算Ⅰ（新規） 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額内	サービス提供体制強化加算Ⅰイ（新規） サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外		
	療養機能強化型		療養機能強化型A（新規） 療養機能強化型B（新規） 療養機能強化型（新規） ※対象となる施設等区分病院療養型で人員配置Ⅱ		
介護報酬請求	摘要記載欄:療養強化型		療養機能強化型の基本サービスを算定する場合、摘要記載内容の入力が必要となります。	必要に応じて下記設定を行ってください。 利用者情報の”介護報酬算定情報”より摘要記載内容を選択します。 ※未登録の場合は請求データ自動作成時にエラーとなります。	(7)介護報酬算定情報設定方法

23: 短期入所療養介護(診療所)

区分	項目	改定内容		お客様に行ってください	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算	処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額内	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外		
	療養機能強化型		療養機能強化型A(新規) 療養機能強化型B(新規)		
介護報酬請求	摘要記載欄:療養強化型		療養機能強化型の基本サービスを算定する場合、摘要記載内容の入力が必要となります。	必要に応じて下記設定を行ってください。 利用者情報の”介護報酬算定情報”より摘要記載内容を選択します。 ※未登録の場合は請求データ自動作成時にエラーとなります。	(7)介護報酬算定情報設定方法

26: 介護予防短期入所療養介護(診療所)

区分	項目	改定内容		お客様に行ってください	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算	処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額内	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外		
	療養機能強化型		療養機能強化型A(新規) 療養機能強化型B(新規)		
介護報酬請求	摘要記載欄:療養強化型		療養機能強化型の基本サービスを算定する場合、摘要記載内容の入力が必要となります。	必要に応じて下記設定を行ってください。 利用者情報の”介護報酬算定情報”より摘要記載内容を選択します。 ※未登録の場合は請求データ自動作成時にエラーとなります。	(7)介護報酬算定情報設定方法

23: 短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟)

区分	項目	改定内容		お客様に行ってください	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算	処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額内	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外		

26: 介護予防短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟)

区分	項目	改定内容		お客様に行ってください	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算	処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額内	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外		

■居宅サービス

34:居宅療養管理指導

区分	項目	改定内容		お客様に行ってください	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	サポート薬局有無		サポート薬局有無を追加	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※サポート薬局有無を「あり」にすると、摘要記載欄の訪問日の前に「サ」が記載されます。	(2)体制設備設定方法

34:介護予防居宅療養管理指導

区分	項目	改定内容		お客様に行ってください	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	サポート薬局有無		サポート薬局有無を追加	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※サポート薬局有無を「あり」にすると、摘要記載欄の訪問日の前に「サ」が記載されます。	(2)体制設備設定方法

17: 福祉用具貸与

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
変更なし					

67: 介護予防福祉用具貸与

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
変更なし					

■居宅介護支援／介護予防支援

43: 居宅介護支援

区分	項目	改定内容		お客様に行ってください	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	特定事業所加算	特定事業所加算Ⅰ 特定事業所加算Ⅱ	▶ 特定事業所加算Ⅰ ▶ 特定事業所加算Ⅱ ▶ 特定事業所加算Ⅲ(新規)	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
算定要件変更	平成27年3月で廃止	認知症加算 独居高齢者加算	平成27年3月で廃止します		
	名称変更	複合型サービス事業所連携加算	看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		
書式変更	サービス利用票別表 サービス提供票別表	【見出し】 費用総額(保険対象分) 保険給付額 利用者負担(保険対象分)	【見出し】 ▶ 費用総額保険／事業対象分 ▶ 保険／事業費請求額 ▶ 定額利用者負担単価金額(新規) ▶ 利用者負担／事業対象分 ※書式のみに対応で日常生活支援総合事業には対応していません。		

46: 介護予防支援

区分	項目	改定内容		お客様に行ってください	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
変更なし					
書式変更	サービス利用票別表 サービス提供票別表	【見出し】 費用総額(保険対象分) 保険給付額 利用者負担(保険対象分)	【見出し】 ▶ 費用総額保険／事業対象分 ▶ 保険／事業費請求額 ▶ 定額利用者負担単価金額(新規) ▶ 利用者負担／事業対象分 ※書式のみに対応で日常生活支援総合事業には対応していません。		

※居宅介護支援および介護予防支援(地域包括支援センター)は、全てのサービス種類を対象にご確認ください。

■介護老人福祉施設

51:介護老人福祉施設

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算	処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ		
請求情報	経口維持加算(Ⅰ)	経口維持加算Ⅰ	算定項目「経口維持加算Ⅰ」の名称を「経口維持加算Ⅰ(～平27.03.31)」に変更。 新規に「経口維持加算Ⅰ(平27.04.01～)」を追加。	必要に応じて請求情報の設定を行ってください。 ※「経口維持加算Ⅰ(～平27.03.31)」が登録されている場合は、終了日の入力をお願い致します。	(3)請求情報設定方法
	経口維持加算(Ⅱ)	経口維持加算Ⅱ	算定項目「経口維持加算Ⅱ」の名称を「経口維持加算Ⅱ(～平27.03.31)」に変更。 新規に「経口維持加算Ⅱ(平27.04.01～)」を追加。		
	口腔衛生管理体制加算	口腔機能維持管理体制加算	算定項目「口腔機能維持管理体制加算」の名称を「口腔機能維持管理体制加算(～平27.03.31)」に変更。 新規に「口腔衛生管理体制加算(平27.04.01～)」を追加。		
	口腔衛生管理加算	口腔機能維持管理加算	算定項目「口腔機能維持管理加算」の名称を「口腔機能維持管理加算(～平27.03.31)」に変更。 新規に「口腔衛生管理加算(平27.04.01～)」を追加。		

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
月間算定実績	経口維持加算(Ⅱ)	経口維持加算Ⅱ	→ 経口維持加算Ⅰ	※バージョンアップ前に4月以降の月間算定実績に”経口維持加算Ⅱ”が登録されていた場合は、”経口維持加算Ⅰ”に移行されています。	(5)月間算定実績
算定要件変更	療養食加算		経口移行加算又は経口維持加算との併算定が可能		
	経口移行加算		栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。		
	経口維持加算(Ⅰ)	1日につき	1ヶ月につき ※栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。		
	経口維持加算(Ⅱ)	1日につき	1ヶ月につき ※経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。		
	平成27年3月で廃止	多床室整備区分		平成27年3月で廃止します	

■介護老人保健施設

52: 介護老人保健施設

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算	処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ		
請求情報	経口維持加算(Ⅰ)	経口維持加算Ⅰ	算定項目「経口維持加算Ⅰ」の名称を「経口維持加算Ⅰ(～平27.03.31)」に変更。 新規に「経口維持加算Ⅰ(平27.04.01～)」を追加。	必要に応じて請求情報の設定を行ってください。 ※「経口維持加算Ⅰ(～平27.03.31)」が登録されている場合は、終了日の入力をお願い致します。	(3)請求情報設定方法
	経口維持加算(Ⅱ)	経口維持加算Ⅱ	算定項目「経口維持加算Ⅱ」の名称を「経口維持加算Ⅱ(～平27.03.31)」に変更。 新規に「経口維持加算Ⅱ(平27.04.01～)」を追加。		
	口腔衛生管理体制加算	口腔機能維持管理体制加算	算定項目「口腔機能維持管理体制加算」の名称を「口腔機能維持管理体制加算(～平27.03.31)」に変更。 新規に「口腔衛生管理体制加算(平27.04.01～)」を追加。		
	口腔衛生管理加算	口腔機能維持管理加算	算定項目「口腔機能維持管理加算」の名称を「口腔機能維持管理加算(～平27.03.31)」に変更。 新規に「口腔衛生管理加算(平27.04.01～)」を追加。		

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
月間算定実績	入所前後訪問指導加算	入所前後訪問指導加算	→ 入所前後訪問指導加算Ⅰ 入所前後訪問指導加算Ⅱ（新規）	必要に応じて月間算定実績の設定を行ってください。 ※バージョンアップ前に4月以降の月間算定実績に”入所前後訪問指導加算”が登録されていた場合は、”入所前後訪問指導加算Ⅱ”に移行されています。	(5)月間算定実績
	経口維持加算(Ⅱ)	経口維持加算Ⅱ	→ 経口維持加算Ⅰ	※バージョンアップ前に4月以降の月間算定実績に”経口維持加算Ⅱ”が登録されていた場合は、”経口維持加算Ⅰ”に移行されています。	(5)月間算定実績
算定要件変更	経口移行加算		栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。		
	経口維持加算(Ⅰ)	1日につき	1ヶ月につき ※栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。		
	経口維持加算(Ⅱ)	1日につき	1ヶ月につき ※経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。		
	療養食加算		経口移行加算又は経口維持加算との併算定が可能		

■介護療養施設

53: 介護療養施設(療養病床)

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算	処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅰ(新規) ▶ 処遇改善加算Ⅱ ▶ 処遇改善加算Ⅲ ▶ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) ▶ サービス提供体制強化加算Ⅰロ ▶ サービス提供体制強化加算Ⅱ ▶ サービス提供体制強化加算Ⅲ		
	療養機能強化型		なし 療養機能強化型A 療養機能強化型B ※病院療養型、ユニット型病院療養型、診療所療養型、ユニット型診療所療養型が対象		
請求情報	経口維持加算(Ⅰ)	経口維持加算Ⅰ	算定項目「経口維持加算Ⅰ」の名称を「経口維持加算Ⅰ(～平27.03.31)」に変更。 新規に「経口維持加算Ⅰ(平27.04.01～)」を追加。	必要に応じて請求情報の設定を行ってください。 ※「経口維持加算Ⅰ(～平27.03.31)」が登録されている場合は、終了日の入力をお願い致します。	(3)請求情報設定方法
	経口維持加算(Ⅱ)	経口維持加算Ⅱ	算定項目「経口維持加算Ⅱ」の名称を「経口維持加算Ⅱ(～平27.03.31)」に変更。 新規に「経口維持加算Ⅱ(平27.04.01～)」を追加。		
	口腔衛生管理体制加算	口腔機能維持管理体制加算	算定項目「口腔機能維持管理体制加算」の名称を「口腔機能維持管理体制加算(～平27.03.31)」に変更。 新規に「口腔衛生管理体制加算(平27.04.01～)」を追加。		
	口腔衛生管理加算	口腔機能維持管理加算	算定項目「口腔機能維持管理加算」の名称を「口腔機能維持管理加算(～平27.03.31)」に変更。 新規に「口腔衛生管理加算(平27.04.01～)」を追加。		

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
月間算定実績	経口維持加算(Ⅱ)	経口維持加算Ⅱ	経口維持加算Ⅰ	※バージョンアップ前に4月以降の月間算定実績に“経口維持加算Ⅱ”が登録されていた場合は、“経口維持加算Ⅰ”に移行されています。	(5)月間算定実績
算定要件変更	療養食加算		経口移行加算又は経口維持加算との併算定が可能		
	経口移行加算		栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。		
	経口維持加算(Ⅰ)	1日につき	1ヶ月につき ※栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。		
	経口維持加算(Ⅱ)	1日につき	1ヶ月につき ※経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。		
介護報酬請求	摘要記載欄:療養強化型		療養機能強化型の基本サービスを算定する場合、摘要記載内容の入力が必要となります。	必要に応じて下記設定を行って下さい。 利用者情報の”介護報酬算定情報”より摘要記載内容を選択します。 ※未登録の場合は請求データ自動作成時にエラーとなります。	(7)介護報酬算定情報設定方法

■介護療養施設

53: 介護療養施設(診療所)

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料	
		～平成27年3月	平成27年4月～			
体制設備	処遇改善加算	処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法	
	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ			
	療養機能強化型		療養機能強化型以外 療養機能強化型A 療養機能強化型B			
請求情報	経口維持加算(Ⅰ)	経口維持加算Ⅰ	算定項目「経口維持加算Ⅰ」の名称を「経口維持加算Ⅰ(～平27.03.31)」に変更。 新規に「経口維持加算Ⅰ(平27.04.01～)」を追加。	必要に応じて請求情報の設定を行ってください。 ※「経口維持加算Ⅰ(～平27.03.31)」が登録されている場合は、終了日の入力をお願い致します。	(3)請求情報設定方法	
	経口維持加算(Ⅱ)	経口維持加算Ⅱ	算定項目「経口維持加算Ⅱ」の名称を「経口維持加算Ⅱ(～平27.03.31)」に変更。 新規に「経口維持加算Ⅱ(平27.04.01～)」を追加。			
	口腔衛生管理体制加算	口腔機能維持管理体制加算	算定項目「口腔機能維持管理体制加算」の名称を「口腔機能維持管理体制加算(～平27.03.31)」に変更。 新規に「口腔衛生管理体制加算(平27.04.01～)」を追加。			必要に応じて請求情報の設定を行ってください。 ※「口腔機能維持管理体制加算(～平27.03.31)」が登録されている場合は、終了日の入力をお願い致します。
	口腔衛生管理加算	口腔機能維持管理加算	算定項目「口腔機能維持管理加算」の名称を「口腔機能維持管理加算(～平27.03.31)」に変更。 新規に「口腔衛生管理加算(平27.04.01～)」を追加。			必要に応じて請求情報の設定を行ってください。 ※「口腔機能維持管理加算(～平27.03.31)」が登録されている場合は、終了日の入力をお願い致します。

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
月間算定実績	経口維持加算(Ⅱ)	経口維持加算Ⅱ	経口維持加算Ⅰ	※バージョンアップ前に4月以降の月間算定実績に“経口維持加算Ⅱ”が登録されていた場合は、“経口維持加算Ⅰ”に移行されています。	(5)月間算定実績
算定要件変更	療養食加算		経口移行加算又は経口維持加算との併算定が可能		
	経口移行加算		栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。		
	経口維持加算(Ⅰ)	1日につき	1ヶ月につき ※栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。		
	経口維持加算(Ⅱ)	1日につき	1ヶ月につき ※経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。		
介護報酬請求	摘要記載欄:療養強化型		療養機能強化型の基本サービスを算定する場合、摘要記載内容の入力が必要となります。	必要に応じて下記設定を行って下さい。 利用者情報の”介護報酬算定情報”より摘要記載内容を選択します。 ※未登録の場合は請求データ自動作成時にエラーとなります。	(7)介護報酬算定情報設定方法

■介護療養施設

53: 介護療養施設(老人性認知症疾患療養病棟)

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算	処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ		
請求情報	経口維持加算(Ⅰ)	経口維持加算Ⅰ	算定項目「経口維持加算Ⅰ」の名称を「経口維持加算Ⅰ(～平27.03.31)」に変更。 新規に「経口維持加算Ⅰ(平27.04.01～)」を追加。	必要に応じて請求情報の設定を行ってください。 ※「経口維持加算Ⅰ(～平27.03.31)」が登録されている場合は、終了日の入力をお願い致します。	(3)請求情報設定方法
	経口維持加算(Ⅱ)	経口維持加算Ⅱ	算定項目「経口維持加算Ⅱ」の名称を「経口維持加算Ⅱ(～平27.03.31)」に変更。 新規に「経口維持加算Ⅱ(平27.04.01～)」を追加。		
	口腔衛生管理体制加算	口腔機能維持管理体制加算	算定項目「口腔機能維持管理体制加算」の名称を「口腔機能維持管理体制加算(～平27.03.31)」に変更。 新規に「口腔衛生管理体制加算(平27.04.01～)」を追加。		
	口腔衛生管理加算	口腔機能維持管理加算	算定項目「口腔機能維持管理加算」の名称を「口腔機能維持管理加算(～平27.03.31)」に変更。 新規に「口腔衛生管理加算(平27.04.01～)」を追加。		

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
月間算定実績	経口維持加算(Ⅱ)	経口維持加算Ⅱ	経口維持加算Ⅰ	※バージョンアップ前に4月以降の月間算定実績に”経口維持加算Ⅱ”が登録されていた場合は、”経口維持加算Ⅰ”に移行されています。	(5)月間算定実績
算定要件変更	療養食加算		経口移行加算又は経口維持加算との併算定が可能		
	経口移行加算		栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。		
	経口維持加算(Ⅰ)	1日につき	1ヶ月につき ※栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。		
	経口維持加算(Ⅱ)	1日につき	1ヶ月につき ※経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。		

■地域密着型サービス

73:小規模多機能型居宅介護

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算	処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額内	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外		
	看護職員配置加算	看護職員配置加算(Ⅰ) 看護職員配置加算(Ⅱ)	看護職員配置加算(Ⅰ) 看護職員配置加算(Ⅱ) 看護職員配置加算(Ⅲ)(新規)		
	看取り連携体制加算		看取り連携体制加算(新規)		
	総合マネジメント体制強化加算		総合マネジメント体制強化加算(新規) ※区分支給限度額外		
	訪問体制強化加算		訪問体制強化加算(新規) ※区分支給限度額外		
請求情報	看取り連携体制加算		算定項目に「看取り連携体制加算」を追加	3月11日公開の改定パッチでは未対応となります。	(3)請求情報設定方法
週間/月間スケジュール	中山間地域サービス提供加算		加減算項目に「中山間地域サービス提供加算」を追加 ※区分支給限度額外	3月11日公開の改定パッチでは未対応となります。	(4)週間、月間スケジュール設定方法
算定要件変更	平成27年3月で廃止	事業開始時支援加算	平成27年3月で廃止します		
介護報酬請求	住所地特例			必要に応じて下記設定を行って下さい。 ①住所地特例のメニューを操作するシステムユーザーに追加する。 ②上記で追加した住所地特例の画面で保険者や期間を設定する。 ※住所地特例対象者がいない場合、本設定は不要です。	(6)住所地特例設定方法

75:介護予防介護予防小規模多機能型居宅介護

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算	処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額内	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外		
	総合マネジメント体制強化加算		総合マネジメント体制強化加算(新規) ※区分支給限度額外		
週間/月間スケジュール	中山間地域サービス提供加算		加減算項目に「中山間地域サービス提供加算」を追加	3月11日公開の改定パッチでは未対応となります。	(4)週間、月間スケジュール設定方法
算定要件変更	平成27年3月で廃止	事業開始時支援加算	平成27年3月で廃止します		
介護報酬請求	住所地特例			必要に応じて下記設定を行って下さい。 ①住所地特例のメニューを操作するシステムユーザーに追加する。 ②上記で追加した住所地特例の画面で保険者や期間を設定する。 ※住所地特例対象者がいない場合、本設定は不要です。	(6)住所地特例設定方法

68:小規模多機能型居宅介護(短期利用)

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算		処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算		サービス提供体制強化加算Ⅰイ サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外		
請求情報	定員超過		算定項目に「定員超過」を追加	必要に応じて請求情報の設定を行ってください。	(3)請求情報設定方法
	人員基準欠如(介護従業者)		算定項目に「人員基準欠如(介護従業者)」を追加		
週間/月間スケジュール	短期利用居宅介護費		介護内容区分に「短期利用居宅介護費」を追加	基本サービスになります。 必要に応じてスケジュールの作成を行って下さい	(4)週間、月間スケジュール設定方法
介護報酬請求	住所地特例			必要に応じて下記設定を行って下さい。 ①住所地特例のメニューを操作するシステムユーザーに追加する。 ②上記で追加した住所地特例の画面で保険者や期間を設定する。 ※住所地特例対象者がいない場合、本設定は不要です。	(6)住所地特例設定方法

69:介護予防介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算		処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算		サービス提供体制強化加算Ⅰイ サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外		
請求情報	定員超過		算定項目に「定員超過」を追加	必要に応じて請求情報の設定を行ってください。	(3)請求情報設定方法
	人員基準欠如(介護従業者)		算定項目に「人員基準欠如(介護従業者)」を追加		
週間/月間スケジュール	介護予防短期利用居宅介護費		介護内容区分に「介護予防短期利用居宅介護費」を追加	基本サービスになります。 必要に応じてスケジュールの作成を行って下さい	(4)週間、月間スケジュール設定方法
介護報酬請求	住所地特例			必要に応じて下記設定を行って下さい。 ①住所地特例のメニューを操作するシステムユーザーに追加する。 ②上記で追加した住所地特例の画面で保険者や期間を設定する。 ※住所地特例対象者がいない場合、本設定は不要です。	(6)住所地特例設定方法

77:複合型サービス

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算	<ul style="list-style-type: none"> 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 	<ul style="list-style-type: none"> → 処遇改善加算Ⅰ(新規) → 処遇改善加算Ⅱ → 処遇改善加算Ⅲ → 処遇改善加算Ⅳ 	<p>必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。</p> <p>※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。</p>	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ <p>※区分支給限度額内</p>	<ul style="list-style-type: none"> → サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) → サービス提供体制強化加算Ⅰロ → サービス提供体制強化加算Ⅱ → サービス提供体制強化加算Ⅲ <p>※区分支給限度額外</p>		
	訪問看護体制減算		訪問看護体制減算(新規)		
	総合マネジメント体制強化加算		総合マネジメント体制強化加算(新規) ※支給限度対象外		
	訪問看護体制強化加算		訪問看護体制強化加算(新規) ※支給限度対象外		
請求情報	同一建物居住者減算		加減算項目に「同一建物居住者減算」を追加	必要に応じて請求情報を設定してください。	(3)請求情報設定方法
名称変更	基本サービス	複合型サービス費	<ul style="list-style-type: none"> → 看護小規模多機能型居宅介護費 <p>※Quickけあ上の変更はありません。</p>		
介護報酬請求	住所地特例			<p>必要に応じて下記設定を行って下さい。</p> <p>①住所地特例のメニューを操作するシステムユーザーに追加する。 ②上記で追加した住所地特例の画面で保険者や期間を設定する。 ※住所地特例対象者がいない場合、本設定は不要です。</p>	(6)住所地特例設定方法

79: 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算		処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算		サービス提供体制強化加算Ⅰイ サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外		
請求情報	定員超過		算定項目に「定員超過」を追加	必要に応じて請求情報の設定を行ってください。	(3)請求情報設定方法
	人員基準欠如(介護従業者)		算定項目に「人員基準欠如(介護従業者)」を追加		
週間/月間スケジュール	短期利用居宅介護費		介護内容区分に「短期利用居宅介護費」を追加	基本サービスになります。 必要に応じてスケジュールの作成を行って下さい	(4)週間、月間スケジュール設定方法
介護報酬請求	住所地特例			必要に応じて下記設定を行って下さい。 ①住所地特例のメニューを操作するシステムユーザーに追加する。 ②上記で追加した住所地特例の画面で保険者や期間を設定する。 ※住所地特例対象者がいない場合、本設定は不要です。	(6)住所地特例設定方法

71:夜間対応型訪問介護

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算	処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ ※区分支給限度額内	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅱロ ※区分支給限度額外		
請求情報	同一建物居住者減算	事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ※Quickけあ上の変更はありません。	必要に応じて請求情報の設定を行って下さい。	(3)請求情報設定方法
介護報酬請求	住所地特例			必要に応じて下記設定を行って下さい。 ①住所地特例のメニューを操作するシステムユーザーに追加する。 ②上記で追加した住所地特例の画面で保険者や期間を設定する。 ※住所地特例対象者がいない場合、本設定は不要です。	(6)住所地特例設定方法

76: 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算	処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額内	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外		
	総合マネジメント体制強化加算		総合マネジメント体制強化加算(新規)		
請求情報	同一建物居住者減算		算定項目に「同一建物居住者減算」を追加	必要に応じて請求情報の設定を行って下さい。	(3)請求情報設定方法
介護報酬請求	住所地特例			必要に応じて下記設定を行って下さい。 ①住所地特例のメニューを操作するシステムユーザーに追加する。 ②上記で追加した住所地特例の画面で保険者や期間を設定する。 ※住所地特例対象者がいない場合、本設定は不要です。	(6)住所地特例設定方法

72: 認知症対応型通所介護

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算	処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ ※区分支給限度額内	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ ※区分支給限度額外		
週間/月間スケジュール	事業所が送迎を行わない場合		加減算項目に下記を追加 送迎減算(迎) 送迎減算(送)	必要に応じて週間および月間スケジュールの設定を行って下さい。	(4)週間、月間スケジュール設定方法
	同一建物居住者減算		加減算項目に下記を追加 同一建物居住者減算		
	延長加算の見直し	延長時間の範囲 9時間以上10時間未満 10時間以上11時間未満 11時間以上12時間未満	延長時間の範囲 9時間以上10時間未満 10時間以上11時間未満 11時間以上12時間未満 12時間以上13時間未満(新規) 13時間以上14時間未満(新規)		
介護報酬請求	住所地特例			必要に応じて下記設定を行って下さい。 ①住所地特例のメニューを操作するシステムユーザーに追加する。 ②上記で追加した住所地特例の画面で保険者や期間を設定する。 ※住所地特例対象者がいない場合、本設定は不要です。	(6)住所地特例設定方法

74:介護予防認知症対応型通所介護

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算	処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ ※区分支給限度額内	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ ※区分支給限度額外		
週間/月間スケジュール	事業所が送迎を行わない場合		加減算項目に下記を追加 送迎減算(迎) 送迎減算(送)	必要に応じて週間および月間スケジュールの設定を行って下さい。	(4)週間、月間スケジュール設定方法
	同一建物居住者減算		加減算項目に下記を追加 同一建物居住者減算		
介護報酬請求	住所地特例			必要に応じて下記設定を行って下さい。 ①住所地特例のメニューを操作するシステムユーザーに追加する。 ②上記で追加した住所地特例の画面で保険者や期間を設定する。 ※住所地特例対象者がいない場合、本設定は不要です。	(6)住所地特例設定方法

36 地域密着型特定施設入居者生活介護

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算	処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算		サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅱ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅲ(新規)		
	認知症専門ケア加算		認知症専門ケア加算(Ⅰ) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)		
請求情報	認知症専門ケア加算		算定項目に下記を追加 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	必要に応じて請求情報の設定を行って下さい。	(3)請求情報設定方法

28 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用)

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算	処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算		サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅱ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅲ(新規)		

32:認知症対応型共同生活

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算	処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額内	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外		
名称変更	夜間支援体制加算	夜間ケア加算(Ⅰ) 夜間ケア加算(Ⅱ)	夜間支援体制加算(Ⅰ) 夜間支援体制加算(Ⅱ)		
月間算定実績	認知症対応型看取り介護加算		加減算項目に下記を追加 認知症対応型看取り介護加算1 認知症対応型看取り介護加算2 認知症対応型看取り介護加算3	必要に応じて月間算定実績画面より入力を行って下さい。	

37 介護予防認知症対応型共同生活

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算	処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ		
名称変更	夜間支援体制加算	夜間ケア加算(Ⅰ) 夜間ケア加算(Ⅱ)	夜間支援体制加算(Ⅰ) 夜間支援体制加算(Ⅱ)		

38 認知症対応型共同生活(短期利用)

区分	項目	改定内容		お客様に行ってください	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算	処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額内	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外		
名称変更	夜間支援体制加算	夜間ケア加算(Ⅰ) 夜間ケア加算(Ⅱ)	夜間支援体制加算(Ⅰ) 夜間支援体制加算(Ⅱ)		

39 介護予防認知症対応型共同生活(短期利用)

区分	項目	改定内容		お客様に行ってください	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算	処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額内	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外		
名称変更	夜間支援体制加算	夜間ケア加算(Ⅰ) 夜間ケア加算(Ⅱ)	夜間支援体制加算(Ⅰ) 夜間支援体制加算(Ⅱ)		

54:地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算	<ul style="list-style-type: none"> 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 	<ul style="list-style-type: none"> → 処遇改善加算Ⅰ(新規) → 処遇改善加算Ⅱ → 処遇改善加算Ⅲ → 処遇改善加算Ⅳ 	<p>必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。</p> <p>※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。</p>	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ 	<ul style="list-style-type: none"> → サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) → サービス提供体制強化加算Ⅰロ → サービス提供体制強化加算Ⅱ → サービス提供体制強化加算Ⅲ 		
請求情報	経口維持加算(Ⅰ)	経口維持加算Ⅰ	<p>算定項目「経口維持加算Ⅰ」の名称を「経口維持加算Ⅰ(～平27.03.31)」に変更。</p> <p>新規に「経口維持加算Ⅰ(平27.04.01～)」を追加。</p>	<p>必要に応じて請求情報の設定を行ってください。</p> <p>※「経口維持加算Ⅰ(～平27.03.31)」が登録されている場合は、終了日の入力をお願い致します。</p> <p>必要に応じて請求情報の設定を行ってください。</p> <p>※「経口維持加算Ⅱ(～平27.03.31)」が登録されている場合は、終了日の入力をお願い致します。</p> <p>必要に応じて請求情報の設定を行ってください。</p> <p>※「口腔機能維持管理体制加算(～平27.03.31)」が登録されている場合は、終了日の入力をお願い致します。</p> <p>必要に応じて請求情報の設定を行ってください。</p> <p>※「口腔機能維持管理加算(～平27.03.31)」が登録されている場合は、終了日の入力をお願い致します。</p>	(3)請求情報設定方法
	経口維持加算(Ⅱ)	経口維持加算Ⅱ	<p>算定項目「経口維持加算Ⅱ」の名称を「経口維持加算Ⅱ(～平27.03.31)」に変更。</p> <p>新規に「経口維持加算Ⅱ(平27.04.01～)」を追加。</p>		
	口腔衛生管理体制加算	口腔機能維持管理体制加算	<p>算定項目「口腔機能維持管理体制加算」の名称を「口腔機能維持管理体制加算(～平27.03.31)」に変更。</p> <p>新規に「口腔衛生管理体制加算(平27.04.01～)」を追加。</p>		
	口腔衛生管理加算	口腔機能維持管理加算	<p>算定項目「口腔機能維持管理加算」の名称を「口腔機能維持管理加算(～平27.03.31)」に変更。</p> <p>新規に「口腔衛生管理加算(平27.04.01～)」を追加。</p>		

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
月間算定実績	経口維持加算(Ⅱ)	経口維持加算Ⅱ	経口維持加算Ⅰ	※バージョンアップ前に4月以降の月間算定実績に”経口維持加算Ⅱ”が登録されていた場合は、”経口維持加算Ⅰ”に移行されています。	(5)月間算定実績
算定要件変更	療養食加算		経口移行加算又は経口維持加算との併算定が可能		
	経口移行加算		栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。		
	経口維持加算(Ⅰ)	1日につき	1ヶ月につき ※栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。		
	経口維持加算(Ⅱ)	1日につき	1ヶ月につき ※経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。		
	平成27年3月で廃止	多床室整備区分		平成27年3月で廃止します	

■特定施設入居者生活介護

33: 特定施設入居者生活介護

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算	処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算		サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅱ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅲ(新規)		
	認知症専門ケア加算		認知症専門ケア加算Ⅰ(新規) 認知症専門ケア加算Ⅱ(新規) ※一般型のみ		
請求情報	認知症専門ケア加算		算定項目に下記追加 認知症専門ケア加算	必要に応じて請求情報の設定を行って下さい。	(3)請求情報設定方法
週間／月間スケジュール	外部訪問看護を准看護師で行った場合		加減算項目に「准看」を追加 ※訪問看護ステーション、病院または診療所の場合	必要に応じて週間および月間スケジュールの設定を行って下さい。	(4)週間、月間スケジュール設定方法
	認知症専門ケア加算		加減算項目に以下を追加 認知症専門ケア加算		

35:介護予防特定施設入居者生活介護

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算		処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算		サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅱ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅲ(新規)		
	認知症専門ケア加算		認知症専門ケア加算Ⅰ(新規) 認知症専門ケア加算Ⅱ(新規) ※一般型のみ		
請求情報	認知症専門ケア加算		算定項目に下記追加 認知症専門ケア加算	必要に応じて請求情報の設定を行って下さい。	(3)請求情報設定方法
週間/月間スケジュール	外部訪問看護を准看護師で行った場合		加減算項目に「准看」を追加 ※訪問看護ステーション、病院または診療所の場合	必要に応じて週間および月間スケジュールの設定を行って下さい。	(4)週間、月間スケジュール設定方法
	認知症専門ケア加算		加減算項目に以下を追加 認知症専門ケア加算(新規)		

27: 特定施設入居者生活介護(短期)

区分	項目	改定内容		お客様に行って頂くこと	詳細資料
		～平成27年3月	平成27年4月～		
体制設備	処遇改善加算	処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。	(2)体制設備設定方法
	サービス提供体制強化加算		サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅱ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅲ(新規)		